

令和7年度 習志野市政への要望

令和7年6月24日
習志野商工会議所

習議所発第16号
令和7年6月24日

習志野市長 宮本 泰介 様

習志野商工会議所
会頭 芦澤 直太郎

令和7年度 習志野市政への要望

謹啓 向暑の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当所事業活動に格別なご理解、ご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。

さて、企業数の約99%、全国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者は、地域内の多くの雇用を担い、地域住民の生活の向上を図るうえで必要不可欠な存在であり、いわゆる「職住近接」の関係の構築と併せて、企業と地域が共に成長する経済に移行するには「中小企業の稼ぐ力の強化」と「地域経済の再活性化」が重要な役割を担っております。

しかしながら、需要の低下や消費低迷に加え、原材料・エネルギー価格の継続的な高騰、深刻化する人手不足、人材確保のための防衛的な賃上げ等により、地域の中小企業の多くが新たな成長投資に取り組むための原資を十分に確保できない状況であり、企業がしっかりと将来を見通せる環境整備が喫緊の課題となっております。

また、市内においては、市の表玄関であるJR津田沼駅南北において、大型店の撤退や再開発など大きな転換期を迎える中で、再開発中のにぎわい創出や防犯・防災対策への不安が懸念されております。

そのような中、当所では地域唯一の総合経済団体として引き続き関係機関との連携を図りながら、会員事業所のますます多様化・複雑化する経営課題に応じた伴走型支援の強化や本市経済の活性化に全力で取り組んでいるところでございます。

つきましては、産業政策と都市機能の強化の重要性を十分ご留意いただくとともに、ここに会員事業所の声や経営の実態、地域が抱える諸問題の一端を取りまとめましたので、その実現方につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹 言

1. 事業をしやすいまちづくり

(1) イベントや地域活動を円滑に実施するための場所の確保について（新規）

地域催事やイベントは、市内外の関係交流人口を促進するだけでなく、地域の魅力発信やそこで暮らす生活者による自立性の高いコミュニティの形成など重要な役割を果たしています。

一方で市内に目を向けると、J R津田沼駅南北再開発事業の経過や大型商業施設の閉館など、今後も各地域で行われてきたイベント等を継続的に開催していくのに必要な場所を確保できるのか大きく危惧されてるところです。

つきましては、賑わい創出のための地域活動の場所の確保並びに催事等を目的とした公共空間等の弾力的な利活用について要望します。

(2) 企業誘致等に関する優遇策について（新規）

本市は市域が狭いながら都市部に位置し企業の進出に好立地であることを背景として、近年は旺盛なE C需要を受けた大型物流施設の建設が増加傾向にあります。

しかしながら、地域経済の持続的発展並びに今後の地域間競争に目を向けた場合、成長分野や既存の地域産業と一体となって発展できる業種、また地域社会との共通価値を共有できる企業など、特定分野に偏らない幅広い企業の誘致が求められるところです。

つきましては、バランスの取れた戦略的な企業誘致及び誘致企業と地域の社会経済との結びつきを発展させる政策、並びに企業の定着性を高めるための総合的な優遇策の策定を要望します。

(3) 展示会・見本市への出展支援について（新規）

市内中小事業者が自社製品等の新たな販路開拓を目的として、国内及び国外の展示会等に出展する際の費用の一部助成制度の創設並びに関係機関等と連携して展示会出展を通じた販路開拓の成功事例等の周知協力を要望します。

(4) パートナースhip構築宣言企業への優遇策について（新規）

国等が推進する中小企業を含めた持続的な賃上げ環境の確立に向けた取引価格の適正化を促す「パートナースhip構築宣言」について、その普及の促進及び実効性の向上を目的とした宣言事業所に対するインセンティブ付与制度（補助金申請並びに公共入札時の加算等）の創設を要望します。

(5) 創業支援策の強化について（継続）

当所では、予てより地域活性化や雇用創出に寄与する創業の促進に向け、創業計画策定等を支援する創業塾の開催や、創業に関する総合相談窓口としての役割を担ってきました。

そのような中、昨今の多様化する社会環境やニーズを的確に捉え、域内での創業を促進していくためには、自治体や金融機関、教育機関等といった地域のステイクホルダーが一体となった支援体制の構築がより不可欠となっています。

つきましては、創業しやすいまちとして認知度を高め、創業者に選ばれる総合的な創業環境の整備を図るため、以下の支援策の推進を要望します。

- ① スタートアップ企業に対する優遇支援策として市独自の法人設立時登録免許税補助制度等の創設
- ② 開業当初における家賃補助などオフィス賃貸料等の軽減支援
- ③ 各種支援機関等との連携・交流を通じた特定創業支援等事業の拡大及びサポート体制の強化

（６）公共工事及び物品等における市内中小事業者への優先発注について（継続）

市内事業者の保護育成の基本方針に基づき、市内事業者優先発注の徹底と情報の早期開示、入札参加事業者に対する市内事業者優先活用に関する条件付き入札の実施等について引続き要望します。

2. 働きやすいまちづくり

（１）人材確保に向けた取り組みの強化について（継続）

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が急速に進むなか、あらゆる業種における人手不足は大きな社会課題となっており、中小企業においてもその深刻度は増加するばかりで、事業の継続性さえ危ぶまれる状況に迫られています。

つきましては、このような実情を踏まえ、以下の支援策を要望します。

① 職住近接型の推進（継続）

職住近接型企業の増加は、子育てや介護と仕事の両立など職場内のワークライフバランスを促進するだけでなく、従業員の定着率や域内婚姻・出生率の向上など、地域社会全体に複層的な効果をもたらすことが期待されるものです。

つきましては、職住近接に取り組む企業に対し、市内在住・在勤世帯（市内就労希望世帯）の保育施設への優先入所など積極的な支援に取り組んでいただきますよう要望します。

② 市内学生（小・中・高校）と地元企業との連携強化（新規）

地元の小中高校生が、地域の課題や特色ある産業を題材として企業や職業人等と関わりながら学習活動に取り組むことは、学生が地域への理解と愛着を深める機会となるばかりでなく、企業にとっても将来の地域社会や産業を担う人材の育成に繋がるものとなります。

つきましては、キャリア教育の一環として、市内学生（小・中・高校）と地元企業との連携の強化を進めていただきますよう要望します。

（２）茜浜・芝園方面へのバス路線の延伸及びルートについて（継続）

運行開始以来、市コミュニティバスについては、市内の公共交通網を補完し公共交通不便地域の格差解消や市民生活の利便性の向上に大きな役割を果たしてこられました。

そのような中、茜浜３丁目地区においては、大規模物流施設等が進出し勤労者が増加している一方で、唯一の公共交通機関である市コミュニティバスが企業立地の少ない経路を運行していることで通勤利用者に不便が生じています。

つきましては、現行ルートから、多くの企業が立地する県道 15 号線・茜浜 3 丁目入口交差点を経由するルートへの経路変更と公営斎場しおかぜホール茜浜までの延伸を再検討していただきますよう要望します。

３．住みたくなるまちづくり

（１）JR 津田沼駅南口の再開発について（継続）

先般、JR 津田沼駅南口再開発事業においては、市に対して施行予定者である野村不動産株式会社から事業の延期（一時中断）の申入れが行われたところですが、本市の最重点地域として表玄関に相応しい魅力と活力に溢れた新たな拠点の整備が期待されています。

つきましては、計画中断期間においても引き続き関係機関等との連携や早期の情報共有を図っていただくとともに、積極的に周辺エリアの活力維持並びに利便性の向上、防犯・防災に努めていただきますよう要望します。

（２）市内商店街街路灯の安全な維持・管理について（継続）

昭和から平成期を中心に整備された市内商店街の街路灯の多くでは老朽化が進み、支柱の腐食や灯具の落下等、その適切な維持管理が喫緊の課題となっていますが、保有元である商店街では、厳しい財政状況から十分な対応ができていないのが実情です。

つきましては、各商店街の諸事情に即した対応とあわせて、県との協調を含めた撤去費用の補助対象への要件拡大並びに改修工事等に係る予算の十分な確保を要望します。

（３）工業・準工業・工業専用地域内道路の照度と安全性の確保について（継続）

平成 30 年度の照度実施調査をもとに市が進めてこられた工業・準工業・工業専用地域内を中心として照明灯の順次増設は、時代とともに変化する操業環境にあっても、利用者の利便性の向上や地域の防犯に大きく寄与されています。

つきましては、引き続き工業地域等における照明灯の設置並びに LED 化による照度の確保等を進めていただきますよう要望します。